

**「もんじゅ」高裁判決について
(炉心崩壊事故)**

**平成15年6月9日
もんじゅ安全性調査検討専門委員会**

1-1. 炉心崩壊事故

起 因 事 象

(例: 1次冷却材流量減少時反応度抑制機能喪失事象)

工学的には考えられない

[1次冷却材循環ポンプの停止] + [制御棒が挿入されない]
(例) 外部電源喪失

炉 心 崩 壊 事 故

品質管理が不十分、工事の
施工に瑕疵があれば、設計
上予想もしない事故が発生
する可能性は否定できない

原子炉は安全に停止
制御棒が挿入され、

発生頻度は無視し得
るほど極めて低いが、
そのような事象が発
生しても、原子炉格
納容器の健全性と、
放射性物質の放散
が適切に抑制される
ことを確認するた
めに解析・評価

現実に起こり得る事象として
安全評価がなされるべき

安全審査の在り方に対する疑念

即発臨界で発生する機械的エネ
ルギーの評価を誤れば、即発臨界に
よって原子炉容器、原子炉格納容
器が破壊され、放射性物質が外部
環境に放散される具体的危険性を
否定できない

高裁判決でのシナリオ

1-2. 炉心崩壊事故の評価

